



発行 新潟県
第80号
 令和6年10月15日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

1121 換地計画の縦覧（農地整備課）

公 告

特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

人事委員会公告

令和6年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：キャリア採用・第4回）（ジョブ型採用枠）の実施（人事委員会事務局総務課）

令和6年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：キャリア採用・第4回）（地域枠）の実施（人事委員会事務局総務課）

公安委員会告示

120 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

121 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

122 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

雑 報

公立大学法人新潟県立大学の令和5年度財務諸表（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第1121号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業に係る換地計画を定めたので、令和6年10月16日から同年11月13日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月15日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名（換地区名）	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	開田六区地区（全換地区）	換地計画書の写し	佐渡市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったこ

とを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 落札件名及び数量
電気自動車（軽バンタイプ） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和6年9月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
中越三菱自動車販売株式会社
新潟県長岡市平島1丁目158番地
- 5 落札価格
2,785,791円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和6年8月23日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、超音波診断装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年10月15日

新潟県立中央病院長 田部 浩行

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
超音波診断装置 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和7年3月28日（金）
 - (4) 納入場所
新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条の規定に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2323

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
令和6年10月22日(火)午後5時15分

4 入開札の日時及び場所

令和6年10月25日(金)午前10時30分
新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 暴力団等の排除
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。
- (8) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、搬送用保育器の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年10月15日

新潟県立中央病院長 田部 浩行

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

搬送用保育器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和7年3月28日（金）

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条の規定に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和6年10月22日（火）午後5時15分

4 入開札の日時及び場所

令和6年10月25日（金）午前11時00分

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 暴力団等の排除
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。
- (8) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (10) その他
詳細は入札説明書による。

人事委員会公告

令和6年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：キャリア採用・第4回）（ジョブ型採用枠）の実施について（公告）

次のとおり新潟県職員採用試験（大学卒業程度：キャリア採用・第4回）（ジョブ型採用枠）を行う。

令和6年10月15日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

1 試験職種、採用予定人員、受験資格等

(1) 昭和39年4月2日以降に生まれた人で、以下の職務経験等の要件を満たす人（令和6年9月30日現在）

試験職種	採用予定人員	求める経験と受験資格
一般行政 (ICT)	合計7人程度	ICT企業や企業のシステム関連部門等において、ITシステム開発・運用管理、ITシステムの品質管理、DX推進事業者に対するDX推進に向けたツールの提供に関する職務経験を3年以上有する人
一般行政 (経営・財務)		次のいずれかに該当する人 ●金融機関や企業の財務部門等において、財務諸表を通じた財務分析、財務諸表の作成、会計監査、債権管理・回収、資金運用等に関する職務経験を3年以上有する人 ●公認会計士、税理士、中小企業診断士等、民間企業の経理に関する職務経験を3年以上有する人
一般行政 (広報・プロモーション)		次のいずれかに該当する人 ●広告代理店等において広報、パブリシティ、メディア対応等に関する職務経験を3年以上有する人 ●民間企業の広報部門等において、広報、パブリシティ、販売戦略等に関する職務経験を3年以上有する人
一般行政 (営業・企画)		民間企業等において次の職務経験を通算して3年以上有する人 【観光】インバウンド旅行商品造成等の観光に関する営業・企画分野での業務経験 【交通】旅行会社（オンライン事業者含む）、交通事業者等での交通に関する営業・企画分野での業務経験 【流通】商社等での勤務経験や、国外との商取引、マーケティング、プロモーション

		ン等の流通に関する営業・企画分野での業務経験 【医療】医療コンサルタント、医療機器、医薬品メーカー等での医療に関する営業・企画分野での業務勤務経験
一般行政 (行政実務 経験)		国や地方公共団体(県内市町村、一部事務組合及び広域連合除く。)における正規職員としての職務経験を3年以上有する人
一般行政 (自己推 薦)		上記以外の民間企業等における職務経験を3年以上有し、経験分野の県政課題に自身の職務経験を具体的に活かすことができる人 (分野例) 危機管理・防災、起業・創業、脱炭素、健康づくり、国際、法務 等
林業	2人程度	建設会社、設計コンサル、林業事業者等の民間企業等において、治山、地すべり、なだれ、海岸、林道等の分野についての計画・設計・積算・施工監理又は森林管理、林業経営等に関する職務経験を3年以上有する人
農業	2人程度	農業又は食品関係の民間企業等において、農業者等に対する生産・加工関連の指導支援又は農産物等に関する試験研究や加工・流通等に関する職務経験を3年以上有する人
建築	1人程度	建築(建築設備含む)関係の設計・施工監理等に関する職務経験を3年以上有する人のうち、次のいずれかに該当する人 ●学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は大学院において、建築に関する専門課程を専攻し卒業若しくは修了した人 ●一級建築士又は二級建築士の資格を有する人
環境	2人程度	工場・事業場、試験研究機関等の民間企業等において、公害防止、環境管理、理化学検査・研究、放射線管理等に関する職務経験を3年以上有する人
電気	2人程度	電気・通信設備関係等についての計画・設計・積算・品質管理・施工監理・維持管理等に関する職務経験を3年以上有する人
農芸化学 (食品・環 境衛生)	1人程度	次のいずれにも該当する人 ●食品衛生監視員の任用資格を有する人 ●民間企業等で食品衛生(現場管理や試験研究など)に関する職務経験を3年以上有する人
薬剤師 (行政)	2人程度	次のいずれにも該当する人 ●薬剤師の免許を有する人 ●民間企業や病院等医療機関、試験研究機関等において、薬剤師としての職務経験を3年以上有する人

※ 受験申込みは、上記のうち1試験職種に限る。

※ 当該試験の受験申込を行った場合は、同期間に実施する令和6年度新潟県職員採用試験(大学卒業程度：キャリア採用・第4回)(地域枠)の受験申込を行うことはできない。

※ 林業及び農業については、採用後、必要に応じて普及指導員資格の取得を求める。

<ジョブ型採用枠の職務経験について>

民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当する。

ただし、以下の点に注意すること。

- ① 週30時間以上従事した期間のみ該当する。
- ② 職務経験が複数の場合は通算できる。ただし、通算できる期間は、1年以上継続して就業していたものに限り。なお、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれかひとつの職歴に限る。
- ③ 連続して3か月を超えて職務に従事していない期間は職務経験から除く。ただし、産前産後休業を取得した期間については、3か月を超えていても職務経験に含む。

※育児休業を取得した期間は職務経験から除く。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主

張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

2 第1次試験

(1) 方法

事前に提出された職務等経歴及び自己PRにより、民間企業等における職務経験内容、実績、意欲等について審査する記述試験を行う。

(2) 提出期限及び提出方法

提出期限：令和6年11月11日（月）

提出方法：電子申請システムにより受験申込に併せて直接入力

(3) 合格者の発表

令和6年12月19日（木）午後1時（予定）に新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲載する。併せて、2次試験（面接試験）の日時も掲載する。

3 第2次試験

(1) 方法

個別面接試験及び適性検査を行う。

(2) 試験日及び試験場

令和7年1月18日（土）、1月19日（日）（予定）のうち指定する日に県庁（新潟市中央区新光町4番地1）において行う。

(3) 合格者の発表

令和7年2月6日（木）午後1時（予定）に新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に結果を通知する。

4 資格調査

受験資格の有無及び申込内容の真否について調査する。

5 試験の配点・基準

各試験区分の合格決定は、それぞれの試験区分ごとに行い、他の試験区分の成績は反映されない。

また、試験種目にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、基準を満たさない場合、不合格となる。

区分	種目	配点	基準
第1次試験	記述試験	100点	40点以上
第2次試験	面接試験	130点	70点以上

6 合格から採用まで

(1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、各任命権者が各職種の欠員の状況に応じて採用を決定する。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。

(2) 職歴証明書等を提出できない場合や、必要な職務経験を欠いていることが明らかとなった場合には、採用されない。

(3) 採用は原則として令和7年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。

(4) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

7 給与

初任給は、民間企業等における職務経験年数及びその職務内容等に応じ、一定の基準に基づいて個別に決定される。

このほか、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等を支給する。

8 受験手続

原則として電子申請（インターネットによる申込み）により申し込むこと。（インターネットを利用できない者は、10月31日（木）午後5時15分までに新潟県人事委員会事務局総務課任用係へ問い合わせること。）

なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。

電子申請は、新潟県職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>）から行うことができる。

電子申請は、令和6年10月15日（火）から11月11日（月）午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

令和6年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：キャリア採用・第4回）（地域枠）の実施について（公

告)

次のとおり新潟県職員採用試験（大学卒業程度：キャリア採用・第4回）（地域枠）を行う。

令和6年10月15日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

1 試験職種、採用予定人員、受験資格等

(1) 昭和39年4月2日以降に生まれた人で、以下の職務経験等の要件を満たす人（令和6年9月30日現在）

試験職種	採用予定人員	求める経験と受験資格
一般行政 ①上越 ②中越 ③下越 ④佐渡	3人程度	企業、NPO、団体等での社会経験を3年以上有する人
総合土木 ①上越 ②中越 ③下越 ④佐渡	10人程度	次のいずれかに該当する人 ●土木事業又は土地改良事業に関する設計・積算、工事監理の職務経験を3年以上有する人 ●1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する人

※ 受験申込みは、上記のうち1試験職種に限る。

※ 当該試験の受験申込を行った場合は、同期間に実施する令和6年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：キャリア採用・第4回）（ジョブ型採用枠）の受験申込を行うことはできない。

<地域枠の社会経験又は職務経験について>

以下の点に注意すること。

- ① 週20時間以上従事した期間のみ該当する。
- ② 社会経験又は職務経験が複数の場合は通算できる。ただし、通算できる期間は、1年以上継続して従事していたものに限る。なお、同一期間内に複数従事した場合はいずれかひとつの経歴に限る。
- ③ 連続して3か月を超えて職務等に従事していない期間は当該経験から除く。ただし、産前産後休業を取得した期間については、3か月を超えていても当該経験に含む。
※育児休業を取得した期間は当該経験から除く。
- ④ 県内の地方公共団体（市町村及び一部事務組合・広域連合）における任期の定めのない正規職員としての勤務経験を除く。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

2 第1次試験

(1) 方法

職務に共通して求められる基礎的な能力について、SPI3（能力検査のみ）（択一式）を行うとともに課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論文試験を行う。ただし、論文試験は第2次試験として評価する。また、事前に提出された職務等経歴及び自己PRにより、民間企業等における職務経験内容、実績、意欲等について審査する記述試験を行う。

(2) 試験日及び試験場

試験日：令和6年12月8日（日）

受付時間：午前9時から午前9時30分まで

試験場：新潟市内 試験会場は受験票に記載して通知する。

(3) 合格者の発表

令和6年12月19日（木）午後1時（予定）に新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

3 第2次試験

(1) 方法

個別面接試験及び適性検査を行う。

(2) 試験日及び試験場

令和7年1月18日(土)、19日(日)、25日(土)、26日(日)のうち指定する日に県庁(新潟市中央区新光町4番地1)において行う。

(3) 合格者の発表

令和7年2月6日(木)午後1時(予定)に新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に結果を通知する。

4 資格調査

受験資格の有無及び申込内容の真否について調査する。

5 試験の配点・基準

各試験区分の合格決定は、それぞれの試験区分ごとに行い、他の試験区分の成績は反映されない。

また、試験種目にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

区分	種目	配点	基準
第1次試験	SPI 3 (能力検査のみ)	100点	受験者全体の成績状況により決定
	記述試験	300点	120点以上 ※SPI 3 (能力検査のみ) の点数が基準に達しない場合は、採点されない。
第2次試験	面接試験	130点	70点以上
	論文試験	20点	11点以上

6 合格から採用まで

(1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、各任命権者が各職種の欠員の状況に応じて採用を決定する。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。

(2) 職歴証明書等を提出できない場合や、必要な職務経験を欠いていることが明らかとなった場合には、採用されない。

(3) 採用は原則として令和7年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。

(4) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

7 給与

初任給は、民間企業等における職務経験年数及びその職務内容等に応じ、一定の基準に基づいて個別に決定される。

このほか、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等を支給する。

8 受験手続

原則として電子申請(インターネットによる申込み)により申し込むこと。(インターネットを利用できない者は、10月31日(木)午後5時15分までに新潟県人事委員会事務局総務課任用係へ問い合わせること。)

なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。

電子申請は、新潟県職員採用案内ホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>)から行うことができる。

電子申請は、令和6年10月15日(火)から11月11日(月)午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第120号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)を次のとおり実施する。

令和6年10月15日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

2 実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和6年11月18日（月）から同月27日（水）までの8日間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

3 受講定員

40人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和6年10月28日（月）及び同月29日（火）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 4(1)に該当する者

1号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1 級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4 (3)に該当する者

2 級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4 (4)に該当する者

旧 1 級検定に係る旧検定規則第 8 条に規定する合格証の写し

(オ) 4 (5)に該当する者

旧 2 級検定に係る旧検定規則第 8 条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

令和 6 年 11 月 7 日 (木) 及び同月 8 日 (金) の各日の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで (正午から午後 1 時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

47,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙、キャッシュレス決済又は現金決済により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110 (代表)

◎新潟県公安委員会告示第121号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)を次のとおり実施する。

令和6年10月15日

新潟県公安委員会

委員長 斎藤 良人

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)

2 実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和6年11月21日(木)から同月27日(水)までの5日間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(初日にあつては、午後1時から午後5時まで)

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

3 受講定員

20人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和6年11月5日（火）及び同月6日（水）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 資格者証又は修了証明書の写し

(イ) 4(1)に該当する者

1号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(ウ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(エ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(オ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し

(カ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

令和6年11月12日（火）及び同月13日（水）の各日の午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

23,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙、キャッシュレス決済又は現金決済により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110 (代表)

◎新潟県公安委員会告示第122号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)を次のとおり実施する。

令和6年10月15日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号警備業務」という。)

2 実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和6年11月18日(月)から同月25日(月)までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービルI

3 受講定員

20人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧1級検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和6年10月30日(水)及び同月31日(木)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 4(1)に該当する者

3号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

令和6年11月11日(月)及び同月12日(火)の各日の午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

38,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙、キャッシュレス決済又は現金決済により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110(代表)

雑 報

公立大学法人新潟県立大学の令和5年度財務諸表について(公告)

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第34条第3項の規定により、公立大学法人新潟県立大学の令和5年度財務諸表を次のとおり公告する。

令和6年10月15日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若 杉 隆 平

貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位:円)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地 1,224,026,040

建物 5,033,817,485

減価償却累計額 △ 1,101,676,308 3,932,141,177

構築物 54,543,860

減価償却累計額 △ 14,332,183 40,211,677

工具器具備品 427,564,520

減価償却累計額 △ 160,800,528 266,763,992

図書 464,313,214

美術品・收藏品 2,410,000

有形固定資産合計 5,929,866,100

2 無形固定資産

ソフトウェア 10,779,167

無形固定資産合計 10,779,167

3 投資その他の資産

敷金・保証金 560,000投資その他の資産合計 560,000

固定資産合計 5,941,205,267

II 流動資産

現金及び預金 741,023,120

未収学生納付金収入 12,957,900

未収金 11,838,954

前払費用 3,501,471

立替金 518,759

仮払金 20,000流動資産合計 769,860,204資産合計 6,711,065,471

負債の部

I 固定負債

長期繰延補助金等(注)	7,600,648	
長期リース債務	<u>131,953,663</u>	
固定負債合計		139,554,311

II 流動負債

運営費交付金債務(注)	155,197,410	
預り補助金等(注)	1,329,429	
寄附金債務(注)	53,829,566	
前受受託研究費(注)	7,654,104	
前受共同研究費(注)	870,582	
前受金	2,835,235	
科学研究費助成事業等預り金	19,411,923	
預り金	12,775,073	
未払金	80,938,245	
未払消費税等	572,000	
リース債務	<u>37,036,519</u>	
流動負債合計		<u>372,450,086</u>

負債合計 512,004,397

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金	<u>3,462,596,047</u>	
資本金合計		3,462,596,047

II 資本剰余金

資本剰余金	2,465,652,965	
減価償却相当累計額(△)(注)	△ 997,924,224	
除売却差額相当累計額(△)(注)	<u>△ 130,954,071</u>	
資本剰余金合計		1,336,774,670

III 利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金(注)	370,148,434	
目的積立金(注)	44,631,997	
当期末処分利益	<u>984,909,926</u>	
(うち当期総利益)	(984,909,926)	
利益剰余金合計		<u>1,399,690,357</u>

純資産合計 6,199,061,074

負債純資産合計 6,711,065,471

(注)これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損益計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:円)

経常費用

業務費

教育経費	327,359,245	
研究経費	97,574,896	
教育研究支援経費	43,148,540	
受託研究費	6,789,034	
共同研究費	3,181,215	
受託事業費	1,011,906	
役員人件費	30,594,361	
教員人件費	946,008,651	
職員人件費	<u>267,993,740</u>	1,723,661,588

一般管理費		87,965,779
-------	--	------------

財務費用

支払利息	<u>3,004,943</u>	<u>3,004,943</u>
------	------------------	------------------

経常費用合計		<u>1,814,632,310</u>
--------	--	----------------------

経常収益

運営費交付金収益(注)		690,306,903
授業料収益(注)		819,133,850
入学金収益(注)		203,463,000
検定料収益		41,637,000
受託研究収益(注)		7,568,311
共同研究収益(注)		3,181,215
受託事業等収益(注)		1,011,906
補助金等収益(注)		88,931,256
寄附金収益(注)		8,488,754

財務収益

受取利息	<u>24,645</u>	24,645
------	---------------	--------

雑益

財産貸付料収益	1,092,000	
物品受贈益	15,870,561	
研究関連収入	9,670,734	
その他	<u>1,271,566</u>	<u>27,904,861</u>

経常収益合計		<u>1,891,651,701</u>
--------	--	----------------------

経常利益

77,019,391

臨時損失

固定資産除却損	1	1
---------	---	---

臨時利益

資産見返運営費交付金等戻入(注)	587,910,392	
資産見返寄附金戻入(注)	9,178,011	
資産見返物品受贈額戻入(注)	<u>310,802,133</u>	<u>907,890,536</u>

当期純利益		<u>984,909,926</u>
-------	--	--------------------

当期総利益		<u>984,909,926</u>
-------	--	--------------------

(注)これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

資本剰余金を減額したコスト等に関する注記

(単位:円)

当期総利益		984,909,926
減価償却相当額	△ 131,947,063	
除売却差額相当額	△ 3,978,720	
賞与引当増加相当額(※)	△ 10,654,360	
退職給付引当増加相当額(※)	<u>△ 87,152,175</u>	
小計		△ 233,732,318
その他		<u>50,000</u>
資本剰余金を減額したコスト等を含めた損益相当額		<u>751,227,608</u>

※賞与引当増加相当額及び退職給付引当増加相当額には、新潟県からの派遣職員に係るものも含まれています。

科学研究費助成事業等に関する注記

当期受入額	26,982,235 円
当期支出額	26,803,785 円

純資産変動計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:円)

	I 資本金		II 資本剰余金				III 利益剰余金				純資産合計
	設立団体出資金	資本剰余金※	減価償却相当累計額(△)	除売却差額相当累計額(△)	資本剰余金合計	前中期目標期間繰越積立金	目的積立金	当期末処分利益	うち当期総利益	利益剰余金合計	
当期首残高	3,462,596,047	2,465,602,965	△ 869,955,880	△ 126,975,351	1,468,671,734	370,148,434	31,328,737	13,303,260	-	414,780,431	5,346,048,212
当期変動額											
I 資本金の当期変動額											
II 資本剰余金の当期変動額											
固定資産の取得		50,000			50,000						50,000
固定資産の除売却			3,978,719	△ 3,978,720	△ 1						△ 1
減価償却			△ 131,947,063		△ 131,947,063						△ 131,947,063
III 利益剰余金の当期変動額											
(1) 利益の処分又は損失の処理											
利益処分による積立							13,303,260	△ 13,303,260			-
(2) その他											
当期純利益								984,909,926	(984,909,926)		984,909,926
当期変動額合計		50,000	△ 127,968,344	△ 3,978,720	△ 131,897,064		13,303,260	971,606,666	(984,909,926)		853,012,862
当期首残高	3,462,596,047	2,465,652,965	△ 997,924,224	△ 130,954,071	1,336,774,670	370,148,434	44,631,997	984,909,926	(984,909,926)	1,399,690,357	6,199,061,074

※資本剰余金の財源引増減明細

(単位:円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
施設費	2,140,937,600	-	-	2,140,937,600	
無償譲与	2,410,000	-	-	2,410,000	
運営費交付金	510,000	50,000	-	560,000	当期増加額は、敷金の差入によるものです。
目的積立金	299,689,217	-	-	299,689,217	
前中期目標期間繰越積立金	22,056,148	-	-	22,056,148	
合計	2,465,602,965	50,000	-	2,465,652,965	

キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 331,616,272
	人件費支出	△ 1,266,674,368
	その他の業務支出	△ 82,352,849
	運営費交付金収入	751,416,171
	授業料収入	752,411,260
	入学金収入	193,499,000
	検定料収入	41,637,000
	受託研究収入	7,719,164
	共同研究収入	1,300,000
	受託事業等収入	797,547
	補助金等収入	82,044,242
	寄附金収入	46,228,146
	預り金の増減	△ 5,692,449
	その他の収入	11,026,579
	業務活動によるキャッシュ・フロー	201,743,171
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 142,118,933
	無形固定資産の取得による支出	△ 4,798,167
	敷金の差入による支出	△ 50,000
	定期預金の預入による支出	△ 150,000,000
	定期預金の払戻による収入	150,000,000
	小計	△ 146,967,100
	利息の受取額	13,343
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 146,953,757
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 37,682,385
	小計	△ 37,682,385
	利息の支払額	△ 3,055,421
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 40,737,806
IV	資金増加額	14,051,608
V	資金期首残高	576,971,512
VI	資金期末残高	591,023,120

利益の処分に関する書類

(令和6年8月31日)

(単位:円)

I	当期末処分利益		984,909,926
	当期総利益	984,909,926	
II	利益処分量		
	積立金	964,433,272	
	地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額		
	教育研究等環境改善積立金	<u>20,476,654</u>	<u>984,909,926</u>

注 記 事 項

I 重要な会計方針

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」(令和4年8月31日改訂)並びに「『地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」(令和6年3月改訂)(以下「地方独立行政法人会計基準等」という。)を適用して、財務諸表を作成しています。

なお、地方独立行政法人会計基準等のうち、収益認識に関する会計基準の導入による改訂内容については、令和6事業年度から適用します。

1 運営費交付金及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、施設整備及び退職一時金等特定の目的で交付された運営費交付金については、費用進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～47年
構築物	10～20年
工具器具備品	2～15年

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として、資本剰余金から控除して表示しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

3 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における賞与引当増加相当額は、地方独立行政法人会計基準第88第3項に基づき、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しています。

4 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当増加相当額は、地方独立行政法人会計基準第89第5項に基づき計算された退職給付債務に係る当期増加額を計上しています。

5 リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

7 会計方針の変更

- ・ 会計基準の改訂に伴う資産見返負債計上の廃止

前事業年度まで、運営費交付金、授業料、寄附金、設立団体からの譲与を財源として固定資産を取得した場合、資産見返負債を計上し、減価償却に伴い同額を収益に振り替えていましたが、当事業年度より改訂後の地方独立行政法人会計基準等を適用し、固定資産を取得した時点で収益を計上することとし、資産見返負債は計上していません。前事業年度末の資産見返負債は、改訂後の地方独立行政法人会計基準等に従って、当期首に臨時利益に計上しています。

この結果、経常収益が56,542,736円増加するとともに、臨時利益が907,890,536円増加、当期純利益及び当期総利益は、964,433,272円増加しています。

また、前事業年度の貸借対照表における「資産見返補助金等」は当事業年度より「長期繰延補助金等」として表示していますが、損益に与える影響はありません。

- ・ 受託研究等財源の固定資産の耐用年数の変更

前事業年度まで、受託研究等収入を財源として固定資産を取得した場合、当該研究期間を耐用年数としていましたが、当事業年度より改訂後の地方独立行政法人会計基準等を適用し、当該研究の終了後も使用する予定である償却資産については、税法上の法定耐用年数を採用しています。

この結果、経常収益が320,800円増加し、当期純利益及び当期総利益が779,277円増加しています。

II 「貸借対照表」注記

- 1 運営費交付金から充当されるべき賞与引当相当額は84,382,976円です。
- 2 運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は586,139,957円です。
(新潟県からの派遣職員に対する退職給付引当金の見積額は、上記金額には含んでいません。)

III 「損益計算書」注記

臨時利益の資産見返運営費交付金等戻入587,910,392円、資産見返寄附金戻入9,178,011円、資産見返物品受贈額戻入310,802,133円は、会計基準改訂に伴い期首に計上した資産見返負債の収益化額です。

IV 「キャッシュ・フロー計算書」注記

- 1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	741,023,120 円
定期預金	△ 150,000,000 円
資金期末残高	591,023,120 円

- 2 重要な非資金取引の内容

- (1) 無償譲与による固定資産の受入

図書	13,581,265 円
合 計	13,581,265 円

- (2) ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	11,495,000 円
合 計	11,495,000 円

- (3) 現物寄附による資産の取得

図書	5,940 円
少額資産	2,283,356 円
合 計	2,289,296 円

V 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストに関する注記

(単位:円)

1	業務費用		
	(1) 損益計算書上の費用	1,814,632,311	
	(2) (控除)自己収入等	<u>△ 1,111,920,819</u>	
	業務費用合計		702,711,492
2	資本剰余金を減額したコスト等		233,732,318
3	機会費用		
	地方公共団体出資の機会費用	<u>33,484,472</u>	<u>33,484,472</u>
4	公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に 帰せられるコスト		<u>969,928,282</u>

(注1) (控除)自己収入には、会計基準改訂に伴い期首に臨時利益に計上した資産見返寄附金戻入9,178,011円が含まれています。

(注2) 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の令和6年3月末利回りである0.725%で計算しています。

VI 固定資産の減損に関する事項

該当事項はありません。

VII 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VIII 重要な後発事象

該当事項はありません。

IX 金融商品及び賃貸等不動産の時価等に関する事項

1 金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な預金及び国債、地方債等に限定した資金運用を行っています。

2 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、現金及び預金、未収金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略します。

3 賃貸等不動産の時価等に関する事項

該当事項はありません。

X 資産除去債務に関する事項

該当事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第87特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要		
					当期償却額	当期減損損失	当期減損損失相当額					
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	4,505,530,873	-	-	4,505,530,873	972,454,939	127,134,004	-	-	-	3,533,075,934	
	構築物	46,690,600	-	-	46,690,600	9,727,205	4,669,059	-	-	-	36,963,395	
	工具器具備品	3,978,720	-	3,978,720	-	-	-	-	-	-	-	
	図書	2,335,348	-	-	2,335,348	-	-	-	-	-	2,335,348	
	計	4,558,535,541	-	3,978,720	4,554,556,821	982,182,144	131,803,063	-	-	-	3,572,374,677	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建物	518,810,444	9,476,168	-	528,286,612	129,221,369	17,838,117	-	-	-	399,065,243	
	構築物	7,853,260	-	-	7,853,260	4,604,978	639,877	-	-	-	3,248,282	
	工具器具備品	382,912,573	56,480,171	11,828,224	427,564,520	160,800,528	54,238,026	-	-	-	266,763,992	
	図書	429,009,212	33,252,808	284,154	461,977,866	-	-	-	-	-	461,977,866	
	計	1,338,585,489	99,209,147	12,112,378	1,425,682,258	294,626,875	72,716,020	-	-	-	1,131,055,383	
非償却資産	土地	1,224,026,040	-	-	1,224,026,040	-	-	-	-	-	1,224,026,040	
	美術品・収蔵品	2,410,000	-	-	2,410,000	-	-	-	-	-	2,410,000	
	計	1,226,436,040	-	-	1,226,436,040	-	-	-	-	-	1,226,436,040	
有形固定資産合計	土地	1,224,026,040	-	-	1,224,026,040	-	-	-	-	-	1,224,026,040	
	建物	5,024,341,317	9,476,168	-	5,033,817,485	1,101,676,308	144,972,121	-	-	-	3,932,141,177	
	構築物	54,543,860	-	-	54,543,860	14,332,183	5,308,936	-	-	-	40,211,677	
	工具器具備品	386,891,293	56,480,171	15,806,944	427,564,520	160,800,528	54,238,026	-	-	-	266,763,992	
	図書	431,344,560	33,252,808	284,154	464,313,214	-	-	-	-	-	464,313,214	
	美術品・収蔵品	2,410,000	-	-	2,410,000	-	-	-	-	-	2,410,000	
	計	7,123,557,070	99,209,147	16,091,098	7,206,675,119	1,276,809,019	204,519,083	-	-	-	5,929,866,100	
無形固定資産 (特定償却資産)	ソフトウェア	15,742,080	-	-	15,742,080	15,742,080	144,000	-	-	-	-	
	計	15,742,080	-	-	15,742,080	15,742,080	144,000	-	-	-	-	
無形固定資産 (特定償却資産以外)	ソフトウェア	105,059,435	8,428,167	3,630,000	109,857,602	99,078,435	7,770,607	-	-	-	10,779,167	
	計	105,059,435	8,428,167	3,630,000	109,857,602	99,078,435	7,770,607	-	-	-	10,779,167	
無形固定資産合計	ソフトウェア	120,801,515	8,428,167	3,630,000	125,599,682	114,820,515	7,914,607	-	-	-	10,779,167	
	計	120,801,515	8,428,167	3,630,000	125,599,682	114,820,515	7,914,607	-	-	-	10,779,167	
投資その他の資産	長期前払費用	2,916	-	2,916	-	-	-	-	-	-	-	
	差入敷金・保証金	510,000	50,000	-	560,000	-	-	-	-	-	560,000	
	計	512,916	50,000	2,916	560,000	-	-	-	-	-	560,000	

- (2) 棚卸資産の明細
該当事項はありません。
- (3) 有価証券の明細
該当事項はありません。
- (4) 長期貸付金の明細
該当事項はありません。
- (5) 長期借入金の明細
該当事項はありません。
- (6) 公立大学法人債の明細
該当事項はありません。
- (7) 引当金の明細
該当事項はありません。
- (8) 資産除去債務の明細
該当事項はありません。
- (9) 保証債務の明細
該当事項はありません。
- (10) 資本剰余金の明細
純資産変動計算書記載のとおりです。

(11) 目的積立金の取崩しの明細

該当事項はありません。

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12)-1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期 交 付 額	当期振替額			期末残高
			運営費交付金 収 益	資本剰余金	小 計	
令和3年度	11,034,018	-	11,034,018	-	11,034,018	-
令和4年度	83,104,124	-	9,906,714	-	9,906,714	73,197,410
令和5年度	-	751,416,171	669,366,171	50,000	669,416,171	82,000,000
合 計	94,138,142	751,416,171	690,306,903	50,000	690,356,903	155,197,410

(12)-2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	令和3年度 交付分	令和4年度 交付分	令和5年度 交付分	合計
期間進行基準	-	-	669,366,171	669,366,171
費用進行基準	11,034,018	9,906,714	-	20,940,732
計	11,034,018	9,906,714	669,366,171	690,306,903

(13) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(13)－1 施設費の明細

該当事項はありません。

(13)－2 補助金等の明細

(単位:円)

名称	交付元	経費の別	期首残高	当期交付額	当期振替額					期末残高	摘要
					長期繰延補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等	補助金等収益	その他		
新潟水俣病関連情報発信事業補助金	新潟県	直接	-	900,000	-	-	-	865,371	34,629	-	
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	
東南アジアからの留学生獲得支援事業補助金	新潟県	直接	-	295,399	-	-	-	295,399	-	-	
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	
北東アジアからの留学生獲得支援事業補助金	新潟県	直接	-	90,000	-	-	-	90,000	-	-	
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	
新潟の産業・企業を知る講座補助金	新潟県	直接	-	41,000	-	-	-	41,000	-	-	
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業	新潟県	直接	-	1,700,000	-	-	-	1,700,000	-	-	
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	
新潟県国際交流推進基金事業補助金	新潟県	直接	-	4,932,000	-	-	-	4,932,000	-	-	
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	
修学支援補助金	新潟県	直接	-	79,959,600	-	-	-	78,664,800	1,294,800	-	
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	直接経費計		-	87,917,999	-	-	-	86,588,570	1,329,429	-	
	間接経費計		-	-	-	-	-	-	-	-	
	計		-	87,917,999	-	-	-	86,588,570	1,329,429	-	

(注1) 当期振替額の「その他」は、当期に交付された事業に係る返還予定額です。

(注2) 損益計算書の補助金等収益との差額2,342,686円は長期繰延補助金等の収益化によるものです。

(14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報酬又は給料等		退職給付	
		金額	支給人員	金額	支給人員
役員	常 勤	29,094,361	2	-	-
	非常勤	1,500,000	5	-	-
	計	30,594,361	7	-	-
教員	常 勤	888,132,646	89	28,302,785	3
	非常勤	29,573,220	38	-	-
	計	917,705,866	127	28,302,785	3
職員	常 勤	195,347,777	26	-	-
	非常勤	72,522,021	28	123,942	1
	計	267,869,798	54	123,942	1
合計	常 勤	1,112,574,784	117	28,302,785	3
	非常勤	103,595,241	71	123,942	1
	計	1,216,170,025	188	28,426,727	4

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人新潟県立大学役員報酬規程に基づき支給しています。

(注2) 教職員に対する給与及び退職給付の支給基準について

公立大学法人新潟県立大学職員給与規程及び公立大学法人新潟県立大学職員退職手当規程に基づき支給しています。

(注3) 支給人員数は、報酬又は給料等については年間平均支給人員数(なお、非常勤役員については年間支給人員数)、退職給付については年間支給人員数によっています。

(15) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(16) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

教育経費		
消耗品費	13,005,919	
備品費	3,013,035	
印刷製本費	10,718,862	
水道光熱費	34,850,096	
旅費交通費	10,349,927	
通信運搬費	3,620,042	
賃借料	15,261,890	
保守費	10,140,712	
修繕費	25,991,880	
損害保険料	672,026	
行事費	2,226,796	
諸会費	714,265	
会議費	86,519	
報酬・委託・手数料	60,169,973	
奨学費	82,551,750	
減価償却費	53,820,021	
雑費	165,532	327,359,245
研究経費		
消耗品費	25,683,082	
備品費	6,891,782	
印刷製本費	3,119,734	
水道光熱費	10,141,489	
旅費交通費	19,499,948	
通信運搬費	774,136	
賃借料	361,416	
車両燃料費	32,439	
保守費	1,362,053	
修繕費	214,776	
損害保険料	38,237	
行事費	176,863	
諸会費	3,484,027	
会議費	17,389	
報酬・委託・手数料	25,068,441	
租税公課	32,450	
減価償却費	638,674	
雑費	37,960	97,574,896
教育研究支援経費		
消耗品費	12,411,754	
印刷製本費	60,238	
水道光熱費	7,739,119	
通信運搬費	983,697	
賃借料	38,676	
保守費	2,978,156	
修繕費	88,000	
諸会費	28,000	
報酬・委託・手数料	4,103,886	
減価償却費	14,432,860	
図書費	284,154	43,148,540

受託研究費			
消耗品費		935,004	
備品費		123,200	
印刷製本費		143,330	
旅費交通費		680,750	
通信運搬費		66,116	
損害保険料		21,980	
報酬・委託・手数料		4,715,731	
減価償却費		102,923	6,789,034
共同研究費			
消耗品費		1,572,768	
備品費		715,892	
印刷製本費		2,513	
旅費交通費		162,626	
通信運搬費		28,410	
修繕費		124,300	
損害保険料		19,645	
諸会費		12,000	
報酬・委託・手数料		543,061	3,181,215
受託事業費			
非常勤教員給与		454,960	
消耗品費		81,998	
印刷製本費		1,450	
旅費交通費		273,751	
通信運搬費		570	
保守費		55,000	
報酬・委託・手数料		144,177	1,011,906
役員人件費			
報酬		29,040,000	
通勤手当		141,600	
法定福利費		1,412,761	30,594,361
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	537,967,038		
通勤手当	20,675,057		
賞与	205,310,856		
退職給付費用	28,302,785		
法定福利費	124,179,695	916,435,431	
非常勤教員給与			
給料	29,450,744		
法定福利費	122,476	29,573,220	946,008,651
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	125,091,609		
通勤手当	3,563,382		
賞与	38,992,644		
法定福利費	27,700,142	195,347,777	
非常勤職員給与			
給料	59,348,005		
通勤手当	2,934,872		
賞与	1,077,285		
退職給付費用	123,942		
法定福利費	9,161,859	72,645,963	267,993,740

一般管理費		
消耗品費	8,660,059	
備品費	4,482,370	
印刷製本費	6,372,733	
水道光熱費	3,283,713	
旅費交通費	2,237,456	
通信運搬費	1,267,969	
賃借料	1,510,068	
車両燃料費	33,014	
保守費	7,941,854	
修繕費	5,666,998	
損害保険料	2,155,972	
広告宣伝費	2,549,800	
行事費	1,326,835	
諸会費	1,676,900	
会議費	258,337	
報酬・委託・手数料	26,460,452	
租税公課	589,100	
減価償却費	<u>11,492,149</u>	87,965,779

(17) 寄附金の明細

(単位:円、件)

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
寄附金	62,098,707	31	うち、現物寄附 15,870,561円(16件)
合 計	62,098,707	31	

(18) 受託研究の明細

(単位:円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究収益	期末残高
地方公共団体等 (設立団体以外)	直接経費	-	230,000	230,000	-
	間接経費	-	-	-	-
株式会社等	直接経費	4,843,251	10,149,164	7,338,311	7,654,104
	間接経費	-	-	-	-
合 計	直接経費	4,843,251	10,379,164	7,568,311	7,654,104
	間接経費	-	-	-	-

(19) 共同研究の明細

(単位:円)

共同研究契約の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
株式会社等	直接経費	979,495	1,300,000	1,408,913	870,582
	間接経費	-	-	-	-
その他	直接経費	-	1,772,302	1,772,302	-
	間接経費	-	-	-	-
合 計	直接経費	979,495	3,072,302	3,181,215	870,582
	間接経費	-	-	-	-

(20) 受託事業等の明細

(単位:円)

委託者等	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
地方独立行政法人等 (設立団体)	直接経費	-	224,482	224,482	-
	間接経費	-	-	-	-
独立行政法人・ 国立大学法人	直接経費	-	602,311	602,311	-
	間接経費	-	185,113	185,113	-
合 計	直接経費	-	826,793	826,793	-
	間接経費	-	185,113	185,113	-

(21) 科学研究費助成事業等の明細

(単位:円、件)

種 目	当 期 受 入 額	件 数	摘 要
基盤研究(A)	(480,000) 144,000	2	
基盤研究(B)	(5,280,209) 1,584,062	10	
基盤研究(C)	(10,072,026) 2,976,000	22	
挑戦的研究(開拓)	(500,000) 150,000	1	
挑戦的研究(萌芽)	(500,000) 150,000	1	
若手研究	(4,200,000) 1,260,000	6	
国際共同研究加速基金	(300,000) 90,000	2	
厚生労働科学研究費補助金	(5,650,000) 2,300,000	5	
合 計	(26,982,235) 8,654,062	49	

(注1) 当期受入額については、間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()内に記載しています。

(注2) 当期受入額は、翌事業年度以降に執行する金額及び他機関から受領する分担金相当額を含め、他機関に送金する分担金相当額は除いています。

(22) 上記以外の主な資産及び負債の明細

(22) - 1 現金及び預金

(単位:円)

区 分	金 額
現金	5,000
預金	741,018,120
計	741,023,120

(22) - 2 未払金

(単位:円)

相 手 先	金 額
人件費	33,209,897
オフィス株式会社	3,352,566
FLCS株式会社	3,168,961
東北電力株式会社	3,082,480
株式会社シアンス	2,872,320
株式会社ウィザップ	2,645,498
その他	32,606,523
計	80,938,245